

第5章

整備・活用の基本的な考え方

第5章 整備・活用の基本的な考え方

本地域の優れた風致景観、自然環境を活用するとともに、文化財としての価値を次世代に引き継いでいくため、整備・活用に当たっての基本的な考え方を以下に示します。

- 整備・活用については、文化財保護法、自然公園法、砂防法、森林法、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、文化庁、林野庁、国土交通省、環境省、長野県、上高地町会等と協議し、調整を図りながら行います。
- 防災工事等については、昭和58（1983）年に林野庁、建設省、国土庁、環境庁の4省庁共同で策定された「上高地地域保全整備基本計画」の考え方を基本として、関係機関に自然環境、景観により配慮した実施を求めています。
- 本地域の自然環境（特に動植物）については、総合的・基礎的な学術調査が不足していることが指摘されています。適切な保存・管理、活用を進めるためには、正確な現状把握が必要です。本計画を実施していく中で、信州大学山岳科学研究所等の研究機関や文化庁、林野庁、国土交通省、環境省、長野県等と連携し、調査を実施します。
- 本地域が持っている、すばらしい自然環境、景観や学術的にも貴重な地形・地質、動植物等について、パンフレットやホームページの作成、上高地ビジターセンター等への展示、解説板の設置等により広報していきます。また、高山チョウ等の違法採取に対しては、未然防止のための啓発活動を行います。
- 「上高地ビジョン2014」、「松本市上高地対策短期・中長期計画」により行われる事業については、自然環境、景観に配慮しながら、関係機関との協議を進めていきます。